議案第33号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年２月27日提出

伊賀市長　岡　本　　栄

記

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

「

別表第１中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 内保線 | 阿山支所 | 手力神社前<br>湯舟橋 | 内保上 |
| 槙山線 | 阿山支所 | 玉瀧寺前 | 槙山新田上 |
| 河合丸柱線 | 阿山支所 | 諏訪神社前 | 阿山支所 |
| 新堂線 | 阿山支所 | 東山タウンコミュニティセンター | オークワ伊賀新堂店 |
| 佐那具線 | 阿山支所 | 阿山ハイツ | マックスバリュ佐那具店 |

を

」

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 玉滝鞆田線 | 阿山支所 | 槙山新田上、ＪＲ新堂駅南口 | 阿山支所 |

に改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 丸柱河合線 | 阿山支所 | 諏訪神社前、ＪＲ新堂駅南口 | 阿山支所 |

」

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。